

くん蒸施設指定通知書

番 号
年 月 日

殿

植物防疫所長

コンテナ詰輸入植物等検疫要領第13に定めるくん蒸施設として、貴社から指定申請のあったコンテナは、下記の条件を付して、別記のとおり指定する。

記

- 1 指定を受けたくん蒸施設に次の事項が生じたときは、遅滞なくその旨を植物防疫所長に届け出ること。
 - (1) 当該くん蒸施設の一部又は全部が破損した場合
 - (2) 当該くん蒸施設の一部又は全部を改造した場合
- 2 指定を受けたくん蒸施設であっても次の事項が生じたときは、当該くん蒸施設の指定の取り消し、又は使用の一時停止を行うことがあること。
 - (1) くん蒸成績が不良なとき
 - (2) 改造、破損等により当該くん蒸施設がくん蒸施設の指定基準に適合しなくなったとき
 - (3) 当該くん蒸施設の指定申請者又は管理責任者が植物防疫官がくん蒸効果を確保するため、又は危害防止のため指示した事項に反する行為を行ったとき

別記

- 1 くん蒸方法の種類
- 2 指定コンテナの明細

指定番号	コンテナ番号	コンテナの種類	内容積	製造会社名	主な材質	備考